



三重県公報

令和7年3月25日（火）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	人 事 委 規 則		
	三重県人事委員会規則6-8（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則	（ 人 事 委 員 会 ）	2
	三重県人事委員会規則7-1（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	2
	三重県人事委員会規則7-2（職員の給与の支給に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	5
	三重県人事委員会規則7-7（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	10
	三重県人事委員会規則7-8（職員の通勤手当に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	46
	三重県人事委員会規則7-16（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	51
	三重県人事委員会規則7-23（地域手当に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	52
	三重県人事委員会規則7-27（初任給調整手当に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	53
	三重県人事委員会規則7-28（住居手当に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	56
	三重県人事委員会規則7-30（職員の特地勤務手当等に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	57
	三重県人事委員会規則7-49（職員の単身赴任手当に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	65
	三重県人事委員会規則7-50（管理職員特別勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	65
	三重県人事委員会規則7-77（会計年度任用職員の報酬等に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	67
	三重県人事委員会規則7-80（職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	68
	三重県人事委員会規則7-83（職員の扶養手当に関する規則）	（ 同 ）	69
	三重県人事委員会規則13-2（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則	（ 同 ）	71
	病院事業庁管理規程		
3	三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	（ 病 院 事 業 庁 ）	72
4	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	（ 同 ）	74

人 事 委 規 則

三重県人事委員会は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則六十八（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則六十八（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則六十八（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特定任期付職員の号給の決定） 第四条 特定任期付職員（条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。）の条例第四条第一項の給料表の号給を二号給以上の号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。 第五条及び第六条 削除	（特定任期付職員の号給の決定） 第四条 特定任期付職員（条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。第五条及び第六条において同じ。）の条例第四条第一項の給料表の号給を二号給以上の号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。 （特定任期付職員業績手当） 第五条 条例第四条第四項の特に顕著な業績とは、同条第二項又は第三項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして特に顕著であると認められる業績をいう。 第六条 特定任期付職員業績手当は、十二月一日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の三重県人事委員会規則七十一（職員の期末及び勤勉手当に関する規則）第十四条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業）	（条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業）

第十二条の四 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 (略) 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第八十二条の四に規定する就業促進定着手当を除く。)に相当する退職手当の支給を受けたもの 三 (略)	第十二条の四 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 (略) 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第八十二条の四に規定する就業促進定着手当を除く。)に相当する退職手当の支給を受けたもの 三 (略)
---	--

様式第一の八を次のように改める。

様式第二の八 削除

様式第二の八の二及び様式第二の八の三中「㊟」を削る。
様式第七から様式第九までの規定中「淋瀝」を「汚淋」に改める。

- 附 則
- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 様式第二の八の二及び様式第二の八の三の改正規定 公布の日
 - 二 第十二条の四及び様式第二の八の改正規定 令和七年四月一日
 - 三 様式第七から様式第九までの改正規定 令和七年六月一日
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の三重県職員退職手当支給条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一（職員の給与の支給に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七一一（職員の給与の支給に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七一一（職員の給与の支給に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第六条の二から第七条まで 削除	(扶養手当の支給)
	第六条の二 条例第十二条第一項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(イ)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものとする。
	第六条の三 条例第十二条第三項の人事委員会規則で定める職員は、公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるものとする。
	第七条 新たに職員となつた者に扶養親族（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九级以上であるもの及び第六条の二に規定する職員（以下「行九級以上職員等」という。）にあつては、条例第十二条第二項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）に限る。）がある場合、行九级以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に同項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）がある場合又は職員に次の各号のいずれかにあてはまる事実が生じた場合においては、その者は直ちにそのことを任命権者（その委任を受けた者を含む。以下本条において同じ。）に届け出なければならない。
	一 新たに扶養親族である要件を具備するに至つた者がある場合（行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等である要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）
	二 扶養親族である要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族である子又は条例第十二条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至つた場合及び行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等である要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）

2	扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族である要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
3	扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について適用する。 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族である要件を欠くに至つた場合 三 扶養親族である配偶者、父母等及び扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級以上職員等が行九級以上職員等以外の職員となつた場合 四 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行政職給料表の適用を

	受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び前条に規定する職員(以下「行八級職員等」という。)が行八級職員等及び行九級以上職員等以外の職員となつた場合
五	扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行九級以上職員等以外のものが行九級以上職員等となつた場合
六	扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級以上職員等以外のものが行八級職員等となつた場合
七	職員の扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るもののうち条例第十二条第四項に規定する特定期間(以下「特定期間」という。)にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合
4	第一項の規定による届出は、人事委員会が定める様式の扶養親族届により行うものとする。
5	任命権者は、前項の届出を受けたときは、扶養親族届に記載された扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨を確かめて認定するものとする。ただし、次に掲げる者を扶養親族として認定することはできない。
一	職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者
二	年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
三	身体又は精神に著しい障害がある者の場合は前一号によるほか、終身労務に従事することができない程度でない者
6	職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合に、その職員が主となる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。
7	任命権者は、前二項の認定を行うとき、その他必要と認めるときは、扶養事実等を証明することができる。証拠書類の提出を求めることができる。
8	任命権者は、扶養親族に異動を生じたときは、その異動に係る事項を人事委員会が定める様式の扶養親族認定簿に記載しなければならない。
9	扶養親族のある職員が任命権者を異にして異動した場合は、異動前の任命権者は、当該職員に係る扶養親族認定簿を当該職員から提出された扶養親族届及び証拠書類とともに異動後の任命権者に送付するものとする。
10	扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
11	支給日までに扶養手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の支給) 第八条 扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。 2 支給日までに扶養手当、住居手当及び単身赴任手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができる。 3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、第一項の規定にかかわらず、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。 (時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支給) 第九条 (略) 2 条例第十四条第三項及び第四項の人事委員会規則で定める時間は、休日勤務手当の支給される日が属する週において、職員が休日勤務手当の支給される勤務を命じられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に週休日の振替等（三重県人事委員会規則一三一一（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第三条第三項に規定する週休日の振替等をいう。）により勤務時間が割り振られたときにおける次の各号に掲げる時間とする。 一・二 (略) 3 8 (略) 附 則 1・2 (略)	12 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の扶養手当は、第十項の規定にかかわらず、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。 (住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給) 第八条 住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。 2 支給日までに住居手当及び単身赴任手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができる。 3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の住居手当及び単身赴任手当の支給については前条第十二項の規定を準用する。 (時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支給) 第九条 (略) 2 条例第十四条第三項及び第四項の人事委員会規則で定める時間は、休日勤務手当の支給される日が属する週において、職員が休日勤務手当の支給される勤務を命じられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に週休日の振替等（三重県人事委員会規則一三一一（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第三条第二項に規定する週休日の振替等をいう。）により勤務時間が割り振られたときにおける次の各号に掲げる時間とする。 一・二 (略) 3 8 (略) 附 則 1・2 (略) 3 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨（第一号に該当する者にあつてはその者が職員となつた日において、第二号に該当する者にあつては平成四年四月一日（以下「切替日」という。）において、第三号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となつた日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がなく、かつ、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成四年三重県条例第四十号。以下「改正条例」という。）による改正前の職員の給与等に関する条例第十二条第二項第二号から第六号までの扶養親族がなかつたときは、配偶者がなかつた旨を含む。）を任命権者（その委任を受けた
--	---

者を含む。)に届け出なければならない。

一 切替日から三重県人事委員会規則七一一(職員の給与の支給に関する規則)の一部を改正する規則(平成四年十二月二十四日。以下「改正規則」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において新たに職員となつた者であつて、その者が職員となつた日に、昭和四十九年四月一日以前に生まれた者で改正条例による改正後の職員の給与等に関する条例第十二条第二項第二号又は第四号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有していたもの

二 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者

三 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となつた者

四 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至つたものがある職員であつた者

五 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者(改正規則による改正前の人事委員会規則七一一第七條第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。)があつた職員であつて、切替期間において配偶者が不在職員となり、かつ、その配偶者が不在職員となつた日に改正条例による改正前の職員の給与等に関する条例第十二条第二項第二号から第六号までの扶養親族がなかつたもの

六 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかつた職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となつた日に改正条例による改正前の職員の給与等に関する条例第十二条第二項第二号から第六号までの扶養親族がなかつたもの

4 前項の規定による届出を行つた者に対する第七條第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は附則第三項の規定による届出に」と、「同項第二号」とあるのは「前項第二号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後」にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後」にされたとき、又は附則第三項の規定による届出が三重県人事委員会規則七一一(職員の給与の支給に関する規則)の一部を改正する規則(平成四年十二月二十四日)の施行の日から三十日を経過した後」にされたときは、それぞれの」とし、同条第三項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は附則第三項」と、「同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「(扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「(扶養親族たる子、父母等で同項又は附則第三項」と、「のうち扶養親族たる

3 5 (略)	子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第一項又は附則第三項」とする。 5 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する第七条第二項ただし書（同条第三項において適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項ただし書中「これに係る事実が生じた日から十五日」とあるのは、「三重県人事委員会規則七十一（職員の給与の支給に関する規則）の一部を改正する規則（平成四年十二月二十四日）の施行の日から三十日」とする。 一 施行日から十五日以内に新たに職員となつた者に新規扶養親族たる子等がある場合 二 施行日から十五日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至つた場合 三 施行日から十五日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となつた日に改正条例による改正前の職員の給与等に関する条例第十二条第二項第二号から第六号までの扶養親族がない場合
6 8 (略)	

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（経験年数を有する者の号給） 第十五条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者（職務の級を第十一条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十二条第一項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数（第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、十八月）で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に四（新たに職員とな	（経験年数を有する者の号給） 第十五条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者（職務の級を第十一条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十二条第一項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数（第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、十八月）で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に四（新たに職員とな

つた者が第三十五条に規定する特定職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び第三十七条の二に規定する職員（以下「行政職給料表八級以上職員等」という。）を除く。）であるときは三、行政職給料表八級以上職員等であるときは零）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。 一 〃 四 （略） 2・3 （略） （職員の昇給の号給数等） 第三十六条 （略） 2 職員の基準号給数は、第三十四条に規定する勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。ただし、第一号ハ又は第三号ハに該当するもので任命権者が昇給させることが相当でないと認める職員は昇給しない。 一 特定職員（次号に掲げる職員を除く。） イ 勤務成績が特に良好である職員 三号給以上 （条例第八条第四項第一号の規定の適用を受ける職員（以下この項において「高齢層職員」という。）にあつては、一号給以上又は昇給しない） ロ・ハ （略） 二 行政職給料表八級以上職員等 イ 勤務成績が特に良好である職員 一号給以上 ロ 勤務成績が良好である職員 零 ハ 勤務成績が良好であると認められない職員 零 三 前一号に掲げる職員以外の職員 イ 〃 ハ （略） 3 次の各号に掲げる職員の基準号給数は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める号給数とする。 一 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日（条例附則第十八項に基づき任命権者が期間を定める場合にあつては、任命権者が別に定める日）前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日（同項に基づき任命権者が期間を定める場合にあつては、任命権者が別に定める日）の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（次号に掲げる職員を除く。） 前項に掲げる職員の区分に応じ同項第一号ハ、第二号ハ又は第三号ハに該当するものとみなして、前二項の規定を適用した場合の号給数 二 （略） 4 〃 6 （略） 7 一の昇給日において第二項の規定により同項に掲げる職員の区分に応じ第一号イ、第二号イ又は第三号イに該当するものとして決定する基準号給数（同項第一号イ、第二号イ又は第三号イに該当するものとして基準号給数を決定する職員について、当該職員を同項第	つた者が第三十五条に規定する特定職員であるときは三）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。 一 〃 四 （略） 2・3 （略） （職員の昇給の号給数等） 第三十六条 （略） 2 職員の基準号給数は、第三十四条に規定する勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。ただし、各号ハに該当するもので任命権者が昇給させることが相当でないと認める職員は昇給しない。 一 特定職員 イ 勤務成績が特に良好である職員 三号給以上 （条例第八条第四項の規定の適用を受ける職員（以下この項において「高齢層職員」という。）にあつては、一号給以上又は昇給しない） ロ・ハ （略） 二 特定職員以外の職員 イ 〃 ハ （略） 3 次の各号に掲げる職員の基準号給数は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める号給数とする。 一 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日（条例附則第十八項に基づき任命権者が期間を定める場合にあつては、任命権者が別に定める日）前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日（同項に基づき任命権者が期間を定める場合にあつては、任命権者が別に定める日）の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（次号に掲げる職員を除く。） 前項に掲げる職員の区分に応じ同項第一号ハ又は第二号ハに該当するものとみなして、前二項の規定を適用した場合の号給数 二 （略） 4 〃 6 （略） 7 一の昇給日において第二項の規定により同項に掲げる職員の区分に応じ第一号イ又は第二号イに該当するものとして決定する基準号給数（同項第一号イ又は第二号イに該当するものとして基準号給数を決定する職員について、当該職員を同項第一号ロ又は第一号
---	---

一 号ロ、第二号ロ又は第三号ロに該当するものとみなして決定する基準号給数を超える号給数に限る。）の合計は、人事委員会の定める号給数を超えてはならない。 （昇給号給数の抑制に係る年齢の特例） 第三十七条 条例第八条第四項第一号の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表（イ）の適用を受ける職員とする。 （行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員） 第三十七条の二 条例第八条第四項第二号の人事委員会規則で定める職員は、公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び医療職給料表（イ）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものとする。	ロに該当するものとみなして決定する基準号給数を超える号給数に限る。）の合計は、人事委員会の定める号給数を超えてはならない。 （昇給号給数の抑制に係る年齢の特例） 第三十七条 条例第八条第四項の人事委員会規則で定める職員は、五十五歳（医療職給料表（イ）の適用を受ける職員にあつては、五十七歳）に達した日以降の年齢特定日（直近の三月三十一日をいう。）を超えて在職する職員とする。
--	---

別表第七及び別表第八を次のように改める。

別表第七 昇格時号給対応表（第二十三条関係）

イ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給								
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		

44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46						
87	35	47	46						
88	35	48	46						
89	35	48	47						
90	36	48	47						

91	36	48	47						
92	36	48	47						
93	37	49	47						
94		49	47						
95		49	47						
96		49	48						
97		49	48						
98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						
102		50	48						
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						
107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						
110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

ロ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1

10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	

57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51				
87	75	75	63	52				
88	76	76	64	52				
89	77	77	65	53				
90	78	78	66	53				
91	79	79	67	53				
92	80	80	68	54				
93	81	81	69	54				
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				

104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91					
123	100	103	92					
124	100	103	92					
125	101	103	92					
126		104	92					
127		104	92					
128		104	92					
129		105	92					
130		105	92					
131		105	92					
132		106	92					
133		106	93					
134		106	93					
135		107	93					
136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

ハ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1

3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	1	1	1	1
23	1	1	1	1
24	1	1	1	1
25	1	1	1	1
26	2	1	2	1
27	3	1	3	2
28	4	1	4	2
29	5	1	5	3
30	6	1	5	3
31	7	1	6	4
32	8	1	6	4
33	9	1	7	5
34	10	1	7	6
35	11	1	8	7
36	12	1	8	8
37	13	1	9	9
38	14	1	9	9
39	15	1	10	10
40	16	1	10	10
41	17	1	11	11
42	17	2	11	11
43	18	3	12	12
44	18	4	12	12
45	19	5	13	13
46	19	6	14	13
47	20	7	15	14
48	20	8	16	14
49	21	9	17	15

50	22	9	17	15
51	23	9	17	16
52	24	10	18	16
53	25	10	18	17
54	25	10	18	
55	26	11	19	
56	26	11	19	
57	27	11	19	
58	27	12	20	
59	28	12	20	
60	28	12	20	
61	29	13	21	
62	29	13	21	
63	29	14	22	
64	30	14	22	
65	30	15	22	
66	30	15	23	
67	31	16	23	
68	31	16	23	
69	31	17	24	
70	32	17	24	
71	32	17	24	
72	32	18	25	
73	33	18	25	
74	33	18	25	
75	34	19	26	
76	34	19	26	
77	35	19	26	
78	35	20	26	
79	36	20	27	
80	36	20	27	
81	37	21	27	
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		
85	39	25		
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		
90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		

97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		
102	50	29		
103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

ニ 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1

20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5

67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

ホ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	2	2	1	2	2
23	3	3	1	3	3
24	4	4	1	4	4
25	5	5	1	5	5
26	6	6	1	6	5

27	7	7	1	7	6
28	8	8	1	8	6
29	9	9	1	9	7
30	10	10	1	10	7
31	11	11	1	11	8
32	12	12	1	12	8
33	13	13	1	13	9
34	14	14	1	14	9
35	15	15	1	15	9
36	16	16	1	16	9
37	17	17	1	17	9
38	18	18	2	18	9
39	19	19	3	19	10
40	20	20	4	20	10
41	21	21	5	21	10
42	22	22	6	21	10
43	23	23	7	21	10
44	24	24	8	22	10
45	25	25	9	22	11
46	25	26	10	22	11
47	26	27	11	23	11
48	26	28	12	23	11
49	27	29	13	23	11
50	27	30	13	24	11
51	28	31	14	24	12
52	28	32	14	24	12
53	29	33	15	25	12
54	29	34	15	25	
55	30	35	16	26	
56	30	36	16	26	
57	31	37	17	27	
58	31	38	18	27	
59	32	39	19	28	
60	32	40	20	28	
61	33	41	21	28	
62	33	42	21	28	
63	34	43	21	28	
64	34	44	22	29	
65	35	45	22	29	
66	35	46	22	29	
67	36	47	23	29	
68	36	48	23	29	
69	37	49	23	30	
70	37	49	24	30	
71	38	50	24	30	
72	38	50	24	30	
73	39	51	25	30	
74	39	51	25	31	

75	40	52	25	31	
76	40	52	25	31	
77	41	53	26	31	
78	41	53	26		
79	41	53	26		
80	42	54	26		
81	42	54	27		
82	42	54	27		
83	43	55	27		
84	43	55	27		
85	43	55	28		
86		56	28		
87		56	28		
88		56	28		
89		56	29		
90		56	29		
91		57	29		
92		57	29		
93		57	29		
94		57	29		
95		57	30		
96		58	30		
97		58	30		
98		58	30		
99		58	30		
100		58	30		
101		59	31		
102		59	31		
103		59	31		
104		59	31		
105		59	31		
106			31		
107			32		
108			32		
109			32		

へ 医療職給料表（三）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1

11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	1	1
19	3	1	7	1	1
20	4	1	8	1	1
21	5	1	9	1	1
22	6	1	10	2	1
23	7	1	11	3	1
24	8	1	12	4	1
25	9	1	13	5	1
26	10	1	14	6	2
27	11	1	15	7	3
28	12	1	16	8	4
29	13	1	17	9	5
30	14	2	18	10	6
31	15	3	19	11	7
32	16	4	20	12	8
33	17	5	21	13	9
34	18	6	22	14	10
35	19	7	23	15	11
36	20	8	24	16	12
37	21	9	25	17	13
38	22	10	26	18	14
39	23	11	27	19	15
40	24	12	28	20	16
41	25	13	29	21	17
42	26	14	30	22	17
43	27	15	31	23	18
44	28	16	32	24	18
45	29	17	33	25	19
46	30	18	34	26	19
47	31	19	35	27	20
48	32	20	36	28	20
49	33	21	37	29	21
50	34	22	38	30	21
51	35	23	39	31	22
52	36	24	40	32	22
53	37	25	41	33	23
54	38	26	42	34	23
55	39	27	43	35	24
56	40	28	44	36	24
57	41	29	45	37	25
58	41	30	46	38	25

59	42	31	47	39	26
60	42	32	48	40	26
61	43	33	49	41	27
62	43	34	50	42	27
63	44	35	51	43	28
64	44	36	52	44	28
65	45	37	53	45	29
66	46	38	54	45	29
67	47	39	55	46	29
68	48	40	56	46	29
69	49	41	57	47	29
70	50	42	58	47	29
71	51	43	59	48	30
72	52	44	60	48	30
73	53	45	61	49	30
74	54	46	62	50	30
75	55	47	63	51	30
76	56	48	64	52	30
77	57	49	65	53	31
78	58	50	66	53	31
79	59	51	67	54	31
80	60	52	68	54	31
81	61	53	69	55	31
82	62	54	70	55	31
83	63	55	71	56	32
84	64	56	72	56	32
85	65	57	73	57	32
86	65	58	74	57	
87	66	59	75	58	
88	66	60	76	58	
89	67	61	77	59	
90	67	62	78	59	
91	68	63	79	60	
92	68	64	80	60	
93	69	65	81	60	
94	70	66	81	60	
95	71	67	82	61	
96	72	68	82	61	
97	73	69	83	61	
98	74	70	83	61	
99	75	71	84	62	
100	76	72	84	62	
101	77	73	85	62	
102	77	74	86	62	
103	78	75	87	63	
104	78	76	88	63	
105	79	77	88	63	
106	79	77	88	63	

107	80	77	89	64	
108	80	78	89	64	
109	81	78	89	65	
110	81	78	90		
111	81	79	90		
112	81	79	90		
113	81	79	91		
114	82	80	91		
115	82	80	91		
116	82	80	92		
117	82	81	92		
118	82	81	92		
119	83	81	93		
120	83	81	93		
121	83	82	93		
122	83	82			
123	83	82			
124	84	82			
125	84	83			
126	84	83			
127	84	83			
128	84	83			
129	85	84			
130	85	84			
131	85	84			
132	86	84			
133	86	85			
134	86	85			
135	87	85			
136	87	86			
137	87	86			
138	88	86			
139	88	86			
140	88	86			
141	89	87			
142	89	87			
143	89	87			
144	89	87			
145	90	87			
146	90	88			
147	90	88			
148	90	88			
149	91	88			
150	91	88			
151	91	89			
152	91	89			
153	92	89			
154	92				

155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2 級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第八 降格時号給対応表（第二十四条関係）

イ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	33	21	21	9	13	17	12	1	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4	9
5	35	25	25	13	17	22	45	9	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9	
10	42	30	30	18	22	32			
11	43	31	31	19	23	34			
12	44	32	32	20	24	36			
13	45	33	33	21	25	40			
14	46	34	34	22	26	44			
15	47	35	35	23	27	65			
16	48	36	36	24	28	72			
17	49	37	37	25	29	73			
18	50	38	38	26	30	73			
19	51	39	39	27	31	73			
20	52	40	40	28	32	73			
21	54	41	41	29	33	73			
22	56	42	42	30	34	73			
23	58	43	43	31	35	73			
24	60	44	44	32	36	73			
25	62	45	45	33	37	73			
26	64	46	46	34	38	73			
27	66	47	47	35	39	73			
28	68	48	48	36	40	73			
29	71	49	49	37	42	73			
30	74	50	50	38	44	73			
31	77	51	51	39	46	73			
32	80	52	52	40	48	73			
33	83	54	53	41	50	73			
34	86	56	54	42	52	73			
35	89	58	55	43	54	73			
36	92	60	56	44	56	73			
37	93	61	59	45	58	73			
38	93	62	62	46	68	73			
39	93	63	65	47	80	73			
40	93	64	68	48	84	73			
41	93	66	71	49	85	73			
42	93	68	74	50	85	73			
43	93	70	77	51	85	73			

44	93	72	80	52	85	73			
45	93	77	84	53	85	73			
46	93	82	88	54	85				
47	93	87	95	55	85				
48	93	92	102	56	85				
49	93	97	109	57	85				
50	93	102	109	58	85				
51	93	107	109	59	85				
52	93	116	109	60	85				
53	93	125	109	61	85				
54	93	125	109	62	85				
55	93	125	109	63	85				
56	93	125	109	64	85				
57	93	125	109	65	85				
58	93	125	109	66	85				
59	93	125	109	67	85				
60	93	125	109	72	85				
61	93	125	109	77	85				
62	93	125	109	80	85				
63	93	125	109	81	85				
64	93	125	109	82	85				
65	93	125	109	83	85				
66	93	125	109	84	85				
67	93	125	109	85	85				
68	93	125	109	85	85				
69	93	125	109	85	85				
70	93	125	109	85	85				
71	93	125	109	85	85				
72	93	125	109	85	85				
73	93	125	109	85	85				
74	93	125	109	85					
75	93	125	109	85					
76	93	125	109	85					
77	93	125	109	85					
78	93	125	109	85					
79	93	125	109	85					
80	93	125	109	85					
81	93	125	109	85					
82	93	125	109	85					
83	93	125	109	85					
84	93	125	109	85					
85	93	125	109	85					
86	93	125							
87	93	125							
88	93	125							
89	93	125							
90	93	125							

91	93	125							
92	93	125							
93	93	125							
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93								
111	93								
112	93								
113	93								
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

ロ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	21	29	9	13	17	13
2	10	13	22	30	10	14	18	17
3	10	13	23	31	11	15	19	20
4	11	14	24	32	12	16	20	27
5	12	15	25	33	13	17	21	45
6	13	16	26	34	14	18	22	45
7	14	17	27	35	15	19	23	45
8	15	18	28	36	16	20	24	45
9	16	19	29	37	17	21	25	45

10	17	20	30	38	18	22	26	
11	18	22	31	39	19	23	27	
12	19	23	32	40	20	24	28	
13	20	24	33	41	21	25	29	
14	21	25	34	42	22	26	30	
15	22	26	35	43	23	27	31	
16	23	27	36	44	24	28	32	
17	24	28	37	45	25	29	33	
18	25	30	38	46	26	30	34	
19	27	30	39	47	27	31	35	
20	28	32	40	48	28	32	36	
21	29	33	41	49	29	33	37	
22	29	34	42	50	30	34	38	
23	30	35	43	51	31	35	39	
24	31	36	44	52	32	36	40	
25	33	37	45	53	33	37	42	
26	33	38	46	54	34	38	44	
27	34	39	47	55	35	39	46	
28	35	40	48	56	36	40	56	
29	37	41	49	57	37	41	67	
30	38	42	50	58	38	42	70	
31	39	43	51	59	39	43	73	
32	40	44	52	60	40	44	73	
33	41	45	53	61	41	45	73	
34	42	46	54	62	42	46	73	
35	43	47	55	63	43	47	73	
36	44	48	56	64	44	48	73	
37	45	49	57	66	45	51	73	
38	46	50	58	68	46	54	73	
39	47	51	59	70	47	57	73	
40	48	52	60	72	48	67	73	
41	49	53	61	73	49	79	73	
42	50	54	62	74	50	82	73	
43	51	55	63	75	51	85	73	
44	52	56	64	76	52	85	73	
45	53	57	65	77	53	85	73	
46	54	58	66	78	54	85		
47	55	59	67	79	55	85		
48	56	60	68	80	56	85		
49	57	61	70	82	57	85		
50	58	62	72	84	58	85		
51	59	63	74	86	59	85		
52	60	64	76	88	60	85		
53	61	65	77	91	61	85		
54	62	66	78	94	62	85		
55	63	67	79	97	63	85		
56	64	68	80	100	64	85		

57	65	69	81	101	65	85		
58	66	70	82	102	66	85		
59	67	71	83	103	67	85		
60	68	72	84	112	70	85		
61	69	73	85	121	71	85		
62	70	74	86	121	72	85		
63	71	75	87	121	73	85		
64	72	76	88	121	74	85		
65	73	77	89	121	75	85		
66	74	78	90	121	76	85		
67	75	79	91	121	77	85		
68	76	80	92	121	78	85		
69	78	81	93	121	79	85		
70	80	82	94	121	80	85		
71	82	83	95	121	81	85		
72	84	84	96	121	82	85		
73	85	85	97	121	83	85		
74	86	86	98	121	84			
75	87	87	99	121	85			
76	88	88	100	121	85			
77	89	89	101	121	85			
78	90	90	102	121	85			
79	91	91	103	121	85			
80	92	92	104	121	85			
81	93	93	105	121	85			
82	94	94	106	121	85			
83	95	95	107	121	85			
84	96	96	108	121	85			
85	97	97	110	121	85			
86	98	98	112					
87	99	99	114					
88	100	100	116					
89	101	102	118					
90	102	104	120					
91	103	106	122					
92	104	108	132					
93	107	109	137					
94	110	110	138					
95	113	111	139					
96	116	112	141					
97	118	113	141					
98	120	114	141					
99	122	115	141					
100	124	116	141					
101	125	119	141					
102	125	122	141					
103	125	125	141					

104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145						
123	125	145						
124	125	145						
125	125	145						
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

ハ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	41	25	26
2	26	42	26	28

3	27	43	27	30
4	28	44	28	32
5	29	45	30	33
6	30	46	32	34
7	31	47	34	35
8	32	48	36	36
9	33	51	38	38
10	34	54	40	40
11	35	57	42	42
12	36	60	44	44
13	37	62	45	46
14	38	64	46	48
15	39	66	47	50
16	40	68	48	52
17	42	71	51	53
18	44	74	54	53
19	46	77	57	53
20	48	80	60	53
21	49	81	62	53
22	50	82	65	53
23	51	83	68	53
24	52	84	71	53
25	54	88	74	53
26	56	92	78	53
27	58	96	81	53
28	60	100	81	53
29	63	103	81	53
30	66	108	81	53
31	69	113	81	53
32	72	118	81	53
33	74	121	81	53
34	76	121	81	53
35	78	121	81	53
36	80	121	81	53
37	82	121	81	53
38	84	121	81	53
39	86	121	81	53
40	88	121	81	53
41	90	121	81	53
42	92	121	81	
43	94	121	81	
44	96	121	81	
45	97	121	81	
46	98	121	81	
47	99	121	81	
48	100	121	81	
49	101	121	81	

50	102	121	81	
51	103	121	81	
52	104	121	81	
53	107	121	81	
54	110	121		
55	113	121		
56	116	121		
57	118	121		
58	120	121		
59	121	121		
60	121	121		
61	121	121		
62	121	121		
63	121	121		
64	121	121		
65	121	121		
66	121	121		
67	121	121		
68	121	121		
69	121	121		
70	121	121		
71	121	121		
72	121	121		
73	121	121		
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121			
83	121			
84	121			
85	121			
86	121			
87	121			
88	121			
89	121			
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			

97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

ニ 医療職給料表（一）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	

20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	
33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	
46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	
50	65	85	
51	65	85	
52	65	85	
53	65	85	
54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	
57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	
61	65	85	
62	65	85	
63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	
66	65	85	

67	65	85	
68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

ホ 医療職給料表（二）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	21	21	37	21	21
2	22	22	38	22	22
3	23	23	39	23	23
4	24	24	40	24	24
5	25	25	41	25	26
6	26	26	42	26	28
7	27	27	43	27	30
8	28	28	44	28	32
9	29	29	45	29	38
10	30	30	46	30	44
11	31	31	47	31	50
12	32	32	48	32	53
13	33	33	50	33	53
14	34	34	52	34	53
15	35	35	54	35	53
16	36	36	56	36	53
17	37	37	57	37	53
18	38	38	58	38	53
19	39	39	59	39	53
20	40	40	60	40	53
21	41	41	63	43	53
22	42	42	66	46	53
23	43	43	69	49	53
24	44	44	72	52	53
25	46	45	76	54	53
26	48	46	80	56	53

27	50	47	84	58	53
28	52	48	88	63	53
29	54	49	94	68	53
30	56	50	100	73	53
31	58	51	106	77	53
32	60	52	109	77	53
33	62	53	109	77	53
34	64	54	109	77	53
35	66	55	109	77	53
36	68	56	109	77	53
37	70	57	109	77	53
38	72	58	109	77	
39	74	59	109	77	
40	76	60	109	77	
41	79	61	109	77	
42	82	62	109	77	
43	85	63	109	77	
44	85	64	109	77	
45	85	65	109	77	
46	85	66	109	77	
47	85	67	109	77	
48	85	68	109	77	
49	85	70	109	77	
50	85	72	109	77	
51	85	74	109	77	
52	85	76	109	77	
53	85	79	109	77	
54	85	82	109		
55	85	85	109		
56	85	90	109		
57	85	95	109		
58	85	100	109		
59	85	105	109		
60	85	105	109		
61	85	105	109		
62	85	105	109		
63	85	105	109		
64	85	105	109		
65	85	105	109		
66	85	105	109		
67	85	105	109		
68	85	105	109		
69	85	105	109		
70	85	105	109		
71	85	105	109		
72	85	105	109		
73	85	105	109		
74	85	105	109		

75	85	105	109		
76	85	105	109		
77	85	105	109		
78	85	105			
79	85	105			
80	85	105			
81	85	105			
82	85	105			
83	85	105			
84	85	105			
85	85	105			
86	85	105			
87	85	105			
88	85	105			
89	85	105			
90	85	105			
91	85	105			
92	85	105			
93	85	105			
94	85	105			
95	85	105			
96	85	105			
97	85	105			
98	85	105			
99	85	105			
100	85	105			
101	85	105			
102	85	105			
103	85	105			
104	85	105			
105	85	105			
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			

へ 医療職給料表（三）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	29	13	21	25
2	17	30	14	22	26
3	17	31	15	23	27
4	18	32	16	24	28
5	19	33	17	25	29
6	20	34	18	26	30
7	21	35	19	27	31
8	22	36	20	28	32
9	24	37	21	29	33
10	25	38	22	30	34

11	26	39	23	31	35
12	28	40	24	32	36
13	29	41	25	33	37
14	30	42	26	34	38
15	31	43	27	35	39
16	32	44	28	36	40
17	33	45	29	37	42
18	34	46	30	38	44
19	35	47	31	39	46
20	36	48	32	40	48
21	37	49	33	41	50
22	38	50	34	42	52
23	39	51	35	43	54
24	40	52	36	44	56
25	41	53	37	45	58
26	42	54	38	46	60
27	43	55	39	47	62
28	44	56	40	48	64
29	45	57	41	49	70
30	46	58	42	50	76
31	47	59	43	51	82
32	48	60	44	52	85
33	49	61	45	53	85
34	50	62	46	54	85
35	51	63	47	55	85
36	52	64	48	56	85
37	53	65	49	57	85
38	54	66	50	58	85
39	55	67	51	59	85
40	56	68	52	60	85
41	58	69	53	61	85
42	60	70	54	62	85
43	62	71	55	63	85
44	64	72	56	64	85
45	65	73	57	66	85
46	66	74	58	68	85
47	67	75	59	70	85
48	68	76	60	72	85
49	69	77	61	73	85
50	70	78	62	74	85
51	71	79	63	75	85
52	72	80	64	76	85
53	73	81	65	78	85
54	74	82	66	80	85
55	75	83	67	82	85
56	76	84	68	84	85
57	77	85	69	86	85
58	78	86	70	88	

59	79	87	71	90	
60	80	88	72	94	
61	81	89	73	98	
62	82	90	74	102	
63	83	91	75	106	
64	84	92	76	108	
65	86	93	77	109	
66	88	94	78	109	
67	90	95	79	109	
68	92	96	80	109	
69	93	97	81	109	
70	94	98	82	109	
71	95	99	83	109	
72	96	100	84	109	
73	97	101	85	109	
74	98	102	86	109	
75	99	103	87	109	
76	100	104	88	109	
77	102	107	89	109	
78	104	110	90	109	
79	106	113	91	109	
80	108	116	92	109	
81	113	120	94	109	
82	118	124	96	109	
83	123	128	98	109	
84	128	132	100	109	
85	131	135	101	109	
86	134	140	102		
87	137	145	103		
88	140	150	106		
89	144	153	109		
90	148	153	112		
91	152	153	115		
92	156	153	118		
93	159	153	121		
94	162	153	121		
95	165	153	121		
96	168	153	121		
97	169	153	121		
98	169	153	121		
99	169	153	121		
100	169	153	121		
101	169	153	121		
102	169	153	121		
103	169	153	121		
104	169	153	121		
105	169	153	121		
106	169	153	121		

107	169	153	121		
108	169	153	121		
109	169	153	121		
110	169	153			
111	169	153			
112	169	153			
113	169	153			
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169				
123	169				
124	169				
125	169				
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

備考 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例)

- 2 令和七年四月一日（以下この項において「切替日」という。）に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

(雑則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十八（職員の通勤手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七十八（職員の通勤手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七十八（職員の通勤手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第七条 給与条例第十三条第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項及び第七条の三第二号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、一箇月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額	第七条 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額（特急等にあつては、通用期間が支給単位期間である特急等に係る定期券の価額の二分の一に相当する額） 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分。以下この号において同じ。）の運賃等の額（特急等にあつては、特急等に係る回数乗車券等の通勤二十一回分の運賃等の額の二分の一に相当する額）
2 （略） （定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額） 第七条の二 条例第十三条第二項第二号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第十八条若しくは第二十四条又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年三重県条例第二十七号）第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める職員は、一箇月当たりの平均通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。 （併用者の区分及び支給額）	2 （略） （定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額） 第七条の二 条例第十三条第二項第二号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第十八条若しくは第二十四条又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年三重県条例第二十七号）第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。 （併用者の区分及び支給額）

第七條の二 条例第十三条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。 一 条例第十三条第一項第三号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額（同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額） 二 条例第十三条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額 三 （略） （特急等の利用の基準）	第十一条 条例第十三条第三項の人事委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 特別急行列車等（条例第十三条第三項に規定する特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等のうち、高速自動車国道等の有料の道路（次号において「高速道路等」という。）を除いたものをいう。以下この号において同じ。） 特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの（特別急行列車等の利用により通
---	---

第七條の二 条例第十三条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。 一 条例第十三条第一項第三号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額（同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）（一箇月当たりの運賃等相当額及び同項第一号に定める額の合計額（同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）が六万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） 二 条例第十三条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額 三 （略） （特急等の利用の基準）	第十一条 条例第十三条第三項の人事委員会規則で定める基準は、特急等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものであつて、特急等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が定めるものであることとする。
--	--

勤務事情の改善が認められるものに限る。)又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるもの	
二 高速道路等 高速道路等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が五十キロメートル以上であり、高速道路等を利用する場合におけるその利用距離が十キロメートル以上かつその利用により通勤距離が二十キロメートルを超えて長くないもの(高速道路等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるもの	
2 特急等(前項第一号の特別急行列車等及び同項第二号の高速道路等をいう。以下同じ。)の利用に係る特急料金等(条例第十三条第三項に規定する特急料金等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特急等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。	2 特急等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特急等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。
3 第六条第二項の規定は、特急等の利用に係る特急料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。	3 第六条第二項の規定は、特急等に係る通勤手当の額の算出について準用する。
4 第七条の規定は、条例第十三条第三項に規定する特急料金等の額に相当する額(第十五条の二第四項において「特急料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第七条第一項第二号中「運賃等」とあるのは「特急料金等」と読み替えるものとする。 (支給日等)	(支給日等)
第十五条の二 通勤手当は、支給単位期間(第四項に規定する通勤手当に係るものを除く。)又は同項に定める期間(以下この条及び第十七条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の三重県人事委員会規則七十一(職員の給与の支給に関する規則)第二条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。	第十五条の二 通勤手当は、支給単位期間(第四項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第十七条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の三重県人事委員会規則七十一(職員の給与の支給に関する規則)第二条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が三重県の休日と定める条例(平成元年三重県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。)に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。	2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
3 (略)	3 (略)
4 条例第十三条第四項の人事委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等(第七条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第十三条第一項第二号に定める額(第七条の三第二号に掲	4 条例第十二条第四項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

ける職員に係るものを除く。）、条例第十三条第二項第三号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額及び特急料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急等が二以上ある場合にあつては、その合計額）の合計額（第十六条の二第一項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十三条第四項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。 （返納の事由及び額等）	一 職員が二以上の交通機関等を利用するものとして条例第十三条第二項第一号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、一箇月当たりの運賃等相当額等が六万五千円を超えるときにおける当該通勤手当、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間 二 職員が条例第十三条第二項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が六万五千円を超えるときにおける当該通勤手当、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間 （返納の事由及び額等）
第十六条の二 （略） 2 条例第十三条第五項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特急料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。） 二 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合 十五万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額及び人	第十六条の二 （略） 2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第十二条第五項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 一箇月当たりの運賃等相当額等（第七条の三第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十三条第二項第二号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が六万五千円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が六万五千円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（当該事由に係る交通機関等が特急等の場合にあつては、当該額の二分の一に相当する額。次号において「払戻金相当額」という。） 二 一箇月当たりの運賃等相当額等が六万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零) 3 条例第十三条第五項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。 (支給単位期間) 第十六条の三 条例第十三条第六項に規定する人事委員会規則で定める期間は、人事委員会が定める場合を除き、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特急等の利用に係る特急料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、特急等以外の交通機関等に係る定期券及び特急等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該交通機関等にあつては、当該特急等の利用に係る特急料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間 二 (略) 2 (略)	イ ロに掲げる場合以外の場合 六万五千円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零) ロ 第十五条の二第四項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 六万五千円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零) 3 条例第十三条第五項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。 (支給単位期間) 第十六条の三 条例第十三条第六項に規定する人事委員会規則で定める期間は、人事委員会が定める場合を除き、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特急等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、特急等以外の交通機関等に係る定期券及び特急等に係る定期券が一体として発行されているときにあつては、当該特急等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間 二 (略) 2 (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- (施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)
- この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前から引き続き職員に支給されている通勤手当(施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等(この規則による改正前の三重県人事委員会規則七十八(職員の通勤手当に関する規則)(次項において「改正前の職員の通勤手当に関する規則」という。)第十五条の二第一項に規定する支給単位期間等をいう。)に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第十号。以下この項において「令和七年改正給与条例」という。）第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）及びこの規則による改正後の三重県人事委員会規則七十一人（職員の通勤手当に関する規則）の規定に基づき算出した一箇月当たりの通勤手当の額から、令和七年改正給与条例第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及び改正前の職員の通勤手当に関する規則の規定に基づき算出した一箇月当たりの通勤手当の額を減じて得た額を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する（当該額が零である場合にあつては、支給しない。）。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一人（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七十一人（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を改正する規則
第一条 三重県人事委員会規則七十一人（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤勉手当の成績率） 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の二百十五 二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百二・五	（勤勉手当の成績率） 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の二百五 二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の九十七・五

第二条 三重県人事委員会規則七十一人（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特定管理職員としない職員） 第四条の二 条例第二十一条第二項の人事委員会規則で定める職員は、三重県人事委員会規則七十一人（職員の管理職手当に関する規則）の規定による管理職手当の区分（以下「管理職手当の区分」という。）が六種、七種、八種、九種、十種又は十一種と定められている職を占める職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号。以下「任期付職員条例」という。）第二条第一項の規定により採用された職員（第十三条第二号において「特定任期付職員」という。）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第三条第一号の規定により採用された職員とする。 （勤勉手当の成績率） 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 百分	（特定管理職員としない職員） 第四条の二 条例第二十一条第二項の人事委員会規則で定める職員は、三重県人事委員会規則七十一人（職員の管理職手当に関する規則）の規定による管理職手当の区分（以下「管理職手当の区分」という。）が六種、七種、八種、九種、十種又は十一種と定められている職を占める職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号。以下「任期付職員条例」という。）第二条第一項の規定により採用された職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第三条第一号の規定により採用された職員とする。 （勤勉手当の成績率） 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分

の三百十五	の二百十五
一 特定任期付職員 百分の二百六十二・五	一 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百二・五
二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県人事委員会規則七十一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）第十三条の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一二三（地域手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七一二三（地域手当に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七一二三（地域手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（支給地域及び支給公署） 第二条 条例第十二条の二第一項前段の人事委員会規則で定める地域は別表に掲げる地域とし、同項後段の公署で人事委員会規則で定めるものは民間の賃金水準及び物価等に関する事情を考慮して、人事委員会が適当であると認める公署とする。 第三条 （略） 2 条例第十二条の二第二項第五号の人事委員会規則で定める地域は三重県の地域とし、同号の人事委員会規則で定める公署は当該地域に所在する公署と同様に取り扱うことが適当であると人事委員会が認める公署とする。	（支給地域及び支給公署） 第二条 条例第十二条の二第一項前段の人事委員会規則で定める地域は別表に掲げる地域とし、同項後段の公署で人事委員会規則で定めるものは別表に掲げる地域に所在する公署と同様に取り扱うことが適当であると人事委員会が認める公署とする。 第三条 （略） 2 条例第十二条の二第二項第七号の人事委員会規則で定める地域は三重県の地域とし、同号の人事委員会規則で定める公署は当該地域に所在する公署と同様に取り扱うことが適当であると人事委員会が認める公署とする。

別表を次のように改める。

別表（第二条、第三条関係）

級 地	支 給 地 域
一 級 地	別に定める地域
二 級 地	
三 級 地	
四 級 地	
五 級 地	第三条第二項に掲げる地域 別に定める地域

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
（令和十年三月三十一日までの間における地域手当）
- 2 令和十年三月三十一日までの間における職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）第十二条の二第一項前段の人事委員会規則で定める地域は、この規則による改正後の三重県人事委員会規則七一二三（地域手当に関する規則）第二条の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域とする。
- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第十号。次項において「令和七年改正給与条例」という。）附則第九項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
一 二十パーセント級地 百分の二十
二 十六パーセント級地 百分の十六

- 三 十五パーセント級地 百分の十五
- 四 十四パーセント級地 百分の十四
- 五 十三パーセント級地 百分の十三
- 六 十二パーセント級地 百分の十二
- 七 十一パーセント級地 百分の十一
- 八 十パーセント級地 百分の十
- 九 九パーセント級地 百分の九
- 十 八パーセント級地 百分の八
- 十一 七パーセント級地 百分の七
- 十二 六パーセント級地 百分の六
- 十三 五パーセント級地 百分の五
- 十四 四・七パーセント級地 百分の四・七
- 十五 四パーセント級地 百分の四
- 十六 三パーセント級地 百分の三
- 十七 二パーセント級地 百分の二
- 十八 一パーセント級地 百分の一

4 令和七年改正給与条例附則第九項後段の人事委員会規則で定める級地は、附則別表に定めるとおりとする。
(雑則)

5 附則第二項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表 (附則第二項及び第四項関係)

級 地	支 給 地 域 及 び 支 給 公 署
二十パーセント級地	別に定める地域
十六パーセント級地	
十五パーセント級地	
十四パーセント級地	
十三パーセント級地	
十二パーセント級地	
十一パーセント級地	
十パーセント級地	
九パーセント級地	
八パーセント級地	
七パーセント級地	
六パーセント級地	
五パーセント級地	
四・七パーセント級地	三重県人事委員会規則七―二三 (地域手当に関する規則) 第三条第二項に掲げる地域及び当該地域に所在する公署と同様に取り扱うことが適当であると人事委員会が認める公署
四パーセント級地	別に定める地域
三パーセント級地	
二パーセント級地	
一パーセント級地	

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例 (昭和二十九年三重県条例第六十七号) の規定に基づき、三重県人事委員会規則七―二七 (初任給調整手当に関する規則) の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七―二七 (初任給調整手当に関する規則) の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七―二七 (初任給調整手当に関する規則) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
第五条 初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十五年（<u>第三条第二号に規定する職員及び前条の規定により第二条第二項に規定する職を占めることとなつた職員にあつては、十五年</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。 2 （略） 別表第一（第六条関係）				第五条 初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十五年（<u>第三条第二号に規定する職員及び前条の規定により第二条第二項に規定する職を占めることとなつた職員にあつては、十二年</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。 2 （略） 別表第一（第六条関係）			
職員の区分 期間の区分	第2条第1項に掲げる職を占める職員		(略)	職員の区分 期間の区分	第2条第1項に掲げる職を占める職員		(略)
	(イ) 採用 による欠 員の補充 が特に困 難である と人事委 員会が認 める職を 占める職 員	(ロ) (イ) の職員以 外の職員			(イ) 採用 による欠 員の補充 が特に困 難である と人事委 員会が認 める職を 占める職 員	(ロ) (イ) の職員以 外の職員	
1年未満	370,400 円	310,000 円	(略)	1年未満	369,500 円	309,200 円	(略)
1年以上2年未満	370,400	310,000		1年以上2年未満	369,500	309,200	
2年以上3年未満	370,400	310,000		2年以上3年未満	369,500	309,200	
3年以上4年未満	370,400	310,000		3年以上4年未満	369,500	309,200	
4年以上5年未満	370,400	310,000		4年以上5年未満	369,500	309,200	
5年以上6年未満	370,400	310,000		5年以上6年未満	369,500	309,200	
6年以上7年未満	370,400	310,000		6年以上7年未満	369,500	309,200	
7年以上8年未満	370,400	310,000		7年以上8年未満	369,500	309,200	
8年以上9年未満	370,400	310,000		8年以上9年未満	369,500	309,200	
9年以上10年未満	370,400	310,000		9年以上10年未満	369,500	309,200	
10年以上11年未満	370,400	310,000		10年以上11年未満	369,500	309,200	
11年以上12年未満	370,400	310,000		11年以上12年未満	369,500	309,200	
12年以上13年未満	370,400	310,000		12年以上13年未満	369,500	309,200	
13年以上14年未満	370,400	310,000		13年以上14年未満	369,500	309,200	
14年以上15年未満	370,400	310,000		14年以上15年未満	369,500	309,200	
15年以上16年未満	370,400	310,000		15年以上16年未満	369,500	309,200	
16年以上17年未満	366,400	306,700		16年以上17年未満	365,500	305,900	
17年以上18年未満	362,400	303,400		17年以上18年未満	361,500	302,600	
18年以上19年未満	358,400	300,100		18年以上19年未満	357,500	299,300	
19年以上20年未満	354,400	296,800		19年以上20年未満	353,500	296,000	
20年以上21年未満	350,400	293,500		20年以上21年未満	349,500	292,700	
21年以上22年未満	336,400	281,500		21年以上22年未満	333,800	279,700	
22年以上23年未満	320,400	268,000		22年以上23年未満	316,600	265,700	
23年以上24年未満	303,900	254,500		23年以上24年未満	299,900	252,200	
24年以上25年未満	287,400	241,000		24年以上25年未満	283,000	238,300	
25年以上26年未満	270,900	227,500		25年以上26年未満	266,100	224,600	
26年以上27年未満	251,400	210,500		26年以上27年未満	245,300	207,000	

27年以上28年未満	<u>231,900</u>	<u>193,500</u>
28年以上29年未満	<u>212,400</u>	<u>176,500</u>
29年以上30年未満	<u>192,900</u>	<u>159,500</u>
30年以上31年未満	<u>172,400</u>	<u>142,000</u>
31年以上32年未満	<u>151,900</u>	<u>124,500</u>
32年以上33年未満	<u>131,400</u>	<u>107,000</u>
33年以上34年未満	<u>109,900</u>	<u>87,000</u>
34年以上35年未満	<u>88,400</u>	<u>67,000</u>

備考 (略)

別表第二 (附則第六項関係)

職員の区分 期間の区分	第2条第1項に掲げる職 を占める職員	(略)
	(イ) 採用 による欠 員の補充 が特に困 難である と人事委 員会が認 める職を 占める職 員	
1年未満	<u>259,300 円</u>	<u>217,000 円</u>
1年以上2年未満	<u>259,300</u>	<u>217,000</u>
2年以上3年未満	<u>259,300</u>	<u>217,000</u>
3年以上4年未満	<u>259,300</u>	<u>217,000</u>
4年以上5年未満	<u>259,300</u>	<u>217,000</u>
5年以上6年未満	<u>259,300</u>	<u>217,000</u>
6年以上7年未満	<u>259,300</u>	<u>217,000</u>
7年以上8年未満	<u>259,300</u>	<u>217,000</u>
8年以上9年未満	<u>259,300</u>	<u>217,000</u>
9年以上10年未満	<u>259,300</u>	<u>217,000</u>
10年以上11年未満	<u>259,300</u>	<u>217,000</u>
11年以上12年未満	<u>259,300</u>	<u>217,000</u>
12年以上13年未満	<u>259,300</u>	<u>217,000</u>
13年以上14年未満	<u>259,300</u>	<u>217,000</u>
14年以上15年未満	<u>259,300</u>	<u>217,000</u>
15年以上16年未満	<u>259,300</u>	<u>217,000</u>
16年以上17年未満	<u>256,500</u>	<u>214,700</u>
17年以上18年未満	<u>253,700</u>	<u>212,400</u>
18年以上19年未満	<u>250,900</u>	<u>210,100</u>
19年以上20年未満	<u>248,100</u>	<u>207,800</u>
20年以上21年未満	<u>245,300</u>	<u>205,500</u>
21年以上22年未満	<u>235,500</u>	<u>197,100</u>
22年以上23年未満	<u>224,300</u>	<u>187,600</u>
23年以上24年未満	<u>212,700</u>	<u>178,200</u>
24年以上25年未満	<u>201,200</u>	<u>168,700</u>
25年以上26年未満	<u>189,600</u>	<u>159,300</u>

(略)

27年以上28年未満	<u>224,900</u>	<u>189,900</u>
28年以上29年未満	<u>204,500</u>	<u>172,600</u>
29年以上30年未満	<u>183,700</u>	<u>155,000</u>
30年以上31年未満	<u>161,800</u>	<u>137,000</u>
31年以上32年未満	<u>139,900</u>	<u>118,700</u>
32年以上33年未満	<u>118,200</u>	<u>100,800</u>
33年以上34年未満	<u>88,200</u>	<u>76,200</u>
34年以上35年未満	<u>58,400</u>	<u>51,900</u>

備考 (略)

別表第二 (附則第六項関係)

職員の区分 期間の区分	第2条第1項に掲げる職 を占める職員	(略)
	(イ) 採用 による欠 員の補充 が特に困 難である と人事委 員会が認 める職を 占める職 員	
1年未満	<u>258,700 円</u>	<u>216,400 円</u>
1年以上2年未満	<u>258,700</u>	<u>216,400</u>
2年以上3年未満	<u>258,700</u>	<u>216,400</u>
3年以上4年未満	<u>258,700</u>	<u>216,400</u>
4年以上5年未満	<u>258,700</u>	<u>216,400</u>
5年以上6年未満	<u>258,700</u>	<u>216,400</u>
6年以上7年未満	<u>258,700</u>	<u>216,400</u>
7年以上8年未満	<u>258,700</u>	<u>216,400</u>
8年以上9年未満	<u>258,700</u>	<u>216,400</u>
9年以上10年未満	<u>258,700</u>	<u>216,400</u>
10年以上11年未満	<u>258,700</u>	<u>216,400</u>
11年以上12年未満	<u>258,700</u>	<u>216,400</u>
12年以上13年未満	<u>258,700</u>	<u>216,400</u>
13年以上14年未満	<u>258,700</u>	<u>216,400</u>
14年以上15年未満	<u>258,700</u>	<u>216,400</u>
15年以上16年未満	<u>258,700</u>	<u>216,400</u>
16年以上17年未満	<u>255,900</u>	<u>214,100</u>
17年以上18年未満	<u>253,100</u>	<u>211,800</u>
18年以上19年未満	<u>250,300</u>	<u>209,500</u>
19年以上20年未満	<u>247,500</u>	<u>207,200</u>
20年以上21年未満	<u>244,700</u>	<u>204,900</u>
21年以上22年未満	<u>233,700</u>	<u>195,800</u>
22年以上23年未満	<u>221,600</u>	<u>186,000</u>
23年以上24年未満	<u>209,900</u>	<u>176,500</u>
24年以上25年未満	<u>198,100</u>	<u>166,800</u>
25年以上26年未満	<u>186,300</u>	<u>157,200</u>

(略)

26年以上27年未満	176,000	147,400
27年以上28年未満	162,300	135,500
28年以上29年未満	148,700	123,600
29年以上30年未満	135,000	111,700
30年以上31年未満	120,700	99,400
31年以上32年未満	106,300	87,200
32年以上33年未満	92,000	74,900
33年以上34年未満	76,900	60,900
34年以上35年未満	61,900	46,900
備考 (略)		

26年以上27年未満	171,700	144,900
27年以上28年未満	157,400	132,900
28年以上29年未満	143,200	120,800
29年以上30年未満	128,600	108,500
30年以上31年未満	113,300	95,900
31年以上32年未満	97,900	83,100
32年以上33年未満	82,700	70,600
33年以上34年未満	61,700	53,300
34年以上35年未満	40,900	36,300
備考 (略)		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一八（住居手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七一一八（住居手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七一一八（住居手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（適用除外職員） 第二条 条例第十二条の五第一項第一号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 一〜五 (略) 六 職員の扶養親族である者（職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第十二条第二項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族である者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員 （権衡職員の範囲） 第四条 条例第十二条の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、三重県人事委員会規則七一一九（職員の単身赴任手当に関する規則）第五条第二項に該当する職員で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているものとする。	（適用除外職員） 第二条 条例第十二条の五第一項第一号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 一〜五 (略) 六 職員の扶養親族である者（<u>条例第十二条第二項に規定する扶養親族で三重県人事委員会規則七一一九（職員の給与の支給に関する規則）第七条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族である者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員 （権衡職員の範囲） 第四条 条例第十二条の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、三重県人事委員会規則七一一九（職員の単身赴任手当に関する規則）第五条第二項に該当する職員（<u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）</u>で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委

(支給の始期及び終期) 第八条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第十二条の五第一項の職員である要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 (略)	員会の定める住宅を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているものとする。 (支給の始期及び終期) 第八条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第十二条の五第一項の職員である要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 (略)
---	---

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一二〇（職員の特勤勤務手当等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七一二〇（職員の特勤勤務手当等に関する規則）の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則七一二〇（職員の特勤勤務手当等に関する規則）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特勤勤務手当の月額) 第三条 (略) 2 前項の特勤勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号、以下「法」という。）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額）とする。 一～三 (略) 3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一～四 (略) 五 前項各号に定める日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十三年度調整対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年三重県	(特勤勤務手当の月額) 第三条 (略) 2 前項の特勤勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額とする。 一～三 (略) 3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一～四 (略) 五 前項各号に定める日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十三年度調整対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年三重県

条例第四十二号) 附則第三項第一号に規定する調整対象職員をいう。)であつた者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年三重県条例第四十二号。以下この項において「平成二十三年改正給与条例」という。)の施行の日における平成二十三年改正給与条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正給与条例第五条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第十号) 附則第八項から第十項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。	条例第四十二号) 附則第三項第一号に規定する調整対象職員をいう。<u>第四条第三項において同じ。</u>)であつた者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年三重県条例第四十二号。以下この項において「平成二十三年改正給与条例」という。)の施行の日における平成二十三年改正給与条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正給与条例第五条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第十号) 附則第八項から第十項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。
4 次の各号に掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第二項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一〜四 (略) (特地勤務手当に準ずる手当)	4 次の各号に掲げる職員に対する第二項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる 一〜四 (略) (特地勤務手当に準ずる手当)
第四条 (略) 2 条例第十九条の二第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第五項において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額)に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。 (略)	第四条 (略) 2 条例第十九条の二第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第九項において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。 (略)
	3 条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間における職員(その日に平成二十三年度調整対象職員であつた者に限る。)に対する前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年三重県条例第四十二号。以下この項において「平成二十三年改正給与条例」という。)の施行の日における平成二十三年改正給与条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正給与条例第五条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第十号) 附則第八項から第十項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第十九条の二第一項に規定す

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたものの前項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。 二 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものの前項中「給料及び扶養手当の月額の合計額に、」とあるのは「給料の月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に、」とする。 三 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたものの前項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。	4 次の各号に掲げる職員に対する第二項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたものの第二項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。 二 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものの第二項中「給料及び扶養手当の月額の合計額に、」とあるのは「給料の月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に、」と、前項の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。 三 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたものの第二項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。
--	---

四 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員 前項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第五条 （略）

2 条例第十九条の二第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

署の移転の日」とあるのは「を条例第十九条の二第二項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

四 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

第五条 （略）

2 条例第十九条の二第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員（以下「公立学校職員給与条例等適用職員」という。）、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法

	人の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。次項において同じ。）又は一般地方独立行政法人等職員等（三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。）であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものとする。
一 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの 二 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前三年以内に公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十一号）若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員（以下「公立学校職員給与条例等適用職員」という。）、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。次項において同じ。）又は一般地方独立行政法人等職員等（三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。）であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの	
三 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第十九條の二第二項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該公署に異	

動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの 四 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第十九條の二第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの 五 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの 3 条例第十九條の二第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 一 公立学校職員給与条例等適用職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等又は一般地方独立行政法人等職員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項（同条第三項及び附則第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第五号までにおいて同じ。）並びに附則第六項の規定により支給されることとなる期間及び額 二 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第一項及び第二項並びに附則第六項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額 三 前項第一号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日又は法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項並びに附則第六項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額 四 前項第三号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引	動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの 四 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第十九條の二第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの 五 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの 3 条例第十九條の二第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 一 公立学校職員給与条例等適用職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等又は一般地方独立行政法人等職員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項（同条第三項及び附則第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）並びに附則第十項の規定により支給されることとなる期間及び額 二 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第一項及び第二項並びに附則第十項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額 三 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項並びに附則第十項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
--	---

き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額 五 前項第四号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額 六 前項第五号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額	
附 則	附 則
1・2 (略)	1・2 (略)
	(五十五歳を超える職員の特地勤務手当に関する特例措置) 3 平成三十一年三月三十一日までの間、条例附則第十九項に規定する特定職員（以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する第三条の規定による特地勤務手当の支給に当たっては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、当該職員となつた日）以後、同条の規定による特地勤務手当の月額から、人事委員会が別に定める額を減ずる。 (五十五歳を超える職員の特地勤務手当に準ずる手当に関する特例措置) 4 平成三十一年三月三十一日までの間、条例附則第十九項に規定する特定職員に対する第四条第二項（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五条第三項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給に当たっては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、当該職員となつた日）以後、同条の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額から、人事委員会が別に定める額を減ずる。 5 前二項の規定は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第六号）附則第十一項の規定により条例附則第十九項の規定が適用されないこととなつた職員には適用しない。 (委任) 6 前三項に規定するもののほか、前三項の規定の実施に関し必要な事項は人事委員会が定める。
3 5 (略)	7 9 (略)
6 条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員のうち、<u>第四条第三項各号に掲げる職であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額</u>は、前項及び同条第三項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。	10 条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員のうち、<u>第四条第四項各号に掲げる職であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額</u>は、前項及び同条第四項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(改正後の三重県人事委員会規則七十三〇(職員の特地勤務手当等に関する規則)における暫定再任用職員に関する経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。第四項において「令和三年改正法」という。)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員(次項から第五項までにおいて「暫定再任用職員」という。))は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(第四項及び第五項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。))とみなして、この規則による改正後の三重県人事委員会規則七十三〇(職員の特地勤務手当等に関する規則)(以下「改正後の規則」という。)第三条第二項から第四項まで並びに第四条第二項及び第三項の規定を適用する。

- 3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第五条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第一号中「法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(又は附則第七条第一項から第四項まで」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(又は附則第七条第一項から第四項までの規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第二号から第四号まで並びに同条第三項第一号及び第三号中「法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。次号において同じ。))」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 4 改正後の規則第五条第二項第一号及び第二号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(又は附則第七条第一項から第四項までの規定(次項及び第六項において「法第二十二条の四第一項等の規定」という。))による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

- 5 改正後の規則第五条第二項第三号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二条の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

- 6 改正後の規則第五条第二項第四号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二条の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)第十九条の二第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。

(令和十年三月三十一日までの間における特地勤務手当と地域手当との調整に関する経過措置)

- 7 令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間における三重県人事委員会規則七十三〇(職員の特地

勤務手当等に関する規則）第三条の二の規定の適用については、同条中「三重県人事委員会規則七一一三（地域手当に関する規則）別表」とあるのは「三重県人事委員会規則七一一三（地域手当に関する規則）の一部を改正する規則（令和七年三月二十五日）附則別表」と、「条例第十二条の二」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第十号）附則第九項」とする。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一四九（職員の単身赴任手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七一一四九（職員の単身赴任手当に関する規則）の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則七一一四九（職員の単身赴任手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（やむを得ない事情） 第二条 条例第十三条の二第一項及び第三項の人事委員会規則で定めるためやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 二五 （略） （支給の始期及び終期） 第九条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第十三条の二第一項又は第三項の職員である要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略）	（やむを得ない事情） 第二条 条例第十三条の二第一項及び第三項の人事委員会規則で定めるためやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 二五 （略） （支給の始期及び終期） 第九条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第十三条の二第一項又は第三項の職員である要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略）

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一五〇（管理職員特別勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七一一五〇（管理職員特別勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則七一一五〇（管理職員特別勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(管理職員特別勤務手当の支給を受ける職員) 第一条 (略) (管理職員特別勤務手当の額等) 第二条 条例第十七条の二第三項の人事委員会規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。 第三条 (略) 一〇三 (略) 四 前条第一項第四号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項(職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号。以下「育児休業条例」という。))第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第四号において同じ。)の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額 一万二千元 ロ〇二 (略) 五 前条第一項第五号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は同条第四項(育児休業条例第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第五号において同じ。)の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ 六号給及び任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額 一万二千元 ロ〇二 (略)	(管理職員特別勤務手当の支給を受ける職員) 第一条 (略) 2 前項第一号、第四号及び第五号に掲げる職員には、条例第十七条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。 (管理職員特別勤務手当の額等) 第二条 条例第十七条の二第三項第一号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。 2 (略) 一〇三 (略) 四 前条第一項第四号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項(職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号。以下「育児休業条例」という。))第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による給料月額 一万二千元 ロ〇二 (略) 五 前条第一項第五号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ 六号給及び任期付研究員条例第五条第四項(育児休業条例第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による給料月額 一万二千元 ロ〇二 (略)
2 条例第十七条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 第一条第一項第一号に掲げる職員 六千元 二・三 (略) 四 第一条第一項第四号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額 六千元 ロ 五号給 五千元	第三条 条例第十七条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一・二 (略)

一 二号給から四号給まで 四千三百円 二 一号給 三千五百円 五 第一条第一項第五号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ 六号給及び任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額 六千円 ロ 四号給及び五号給 五千円 ハ 二号給及び三号給 四千三百円 ニ 一号給 三千五百円	
第四条 次に掲げる場合には、条例第十七条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。 一 条例第十七条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合 二 条例第十七条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合	二 条例第十七条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした第一条第一項第二号に掲げる職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。
第五条・第六条 (略) 附 則 1 (略) 2 条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員に対する第三条の適用については、当分の間、同条第一項第二号及び同条第二項第二号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。	第四条・第五条 (略) 附 則 1 (略) 2 条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項及び第三条第一項の適用については、当分の間、第二条第二項第二号及び第三条第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 三重県人事委員会規則七十八〇（職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 12 (略) (改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置) 13 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十三条の規定による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第三条の規定を適用する。 14 22 (略)	附 則 1 12 (略) (改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置) 13 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十三条の規定による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第二条第二項及び第三条第一項の規定を適用する。 14 22 (略)

三重県人事委員会は、会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十七（会計年度任用職員の報酬等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七―七七（会計年度任用職員の報酬等に関する規則）の一部を改正する規則

第一条 三重県人事委員会規則七―七七（会計年度任用職員の報酬等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤勉手当に係る在職期間の通算） 第二十条の七 第二十条第一項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。<u>この場合において、同項中「第二十条第二号イからヌまでに掲げる者（期末手当の支給対象者に限る。）」とあるのは「第八条第一項第二号イ及びロに掲げる者（勤勉手当の支給対象者に限る。）」と読み替えるものとする。</u> 2 （略） （勤勉手当の成績率） 第二十条の八 成績率は、<u>百分の二百十五</u>の範囲内で、任命権者が定めるものとする。	（勤勉手当に係る在職期間の通算） 第二十条の七 第二十条第一項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。 2 （略） （勤勉手当の成績率） 第二十条の八 成績率は、<u>百分の二百五</u>の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

第二条 三重県人事委員会規則七―七七（会計年度任用職員の報酬等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤勉手当の成績率） 第二十条の八 成績率は、<u>百分の三百十五</u>の範囲内で、任命権者が定めるものとする。	（勤勉手当の成績率） 第二十条の八 成績率は、<u>百分の二百十五</u>の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の三重県人事委員会規則七―七七（会計年度任用職員の報酬等に関する規則）第二十条の八の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第十号）の施行に伴い、三重県人事委員会規則七―八〇（職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七―八〇（職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七―八〇（職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 附 則 （略） （定義） 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） 三 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則	1 附 則 （略） （定義） 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） 三 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則

第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。 四〇七 （略） 三〇二二 （略）	第九条第三項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。 四〇七 （略） 三〇二二 （略）
--	--

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十八三（職員の扶養手当に関する規則）をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七十八三（職員の扶養手当に関する規則）

（趣旨）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「条例」という。）第十二条第五項の規定に基づく職員の扶養手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（行政職給料表の九級以上の職員に相当する職員）

第二条 条例第十二条第一項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものとする。

（扶養親族の範囲）

第三条 条例第十二条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められる者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつてゐる者

二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

三 身体又は精神に著しい障害がある者の場合は前一号によるほか、終身労務に従事することができない程度でない者

（行政職給料表の八級の職員に相当する職員）

第四条 条例第十二条第三項の人事委員会規則で定める職員は、公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるものとする。

（届出）

第五条 新たに条例第十二条第一項の職員である要件を具備するに至つた職員は、人事委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。次項及び次条において同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

（認定）

第六条 任命権者は、前条第一項に規定する届出があつたときは、扶養親族届に記載された扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定するものとする。同条第二項に規定する場合においても、同様とする。

2 任命権者は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項を人事委員会が定める様式の扶養親族認定簿に記載するものとする。

3 任命権者は、第一項の認定を行うとき、その他必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明することができる証拠書類の提出を求めることができる。

4 扶養親族のある職員が任命権者を異にして異動した場合は、異動前の任命権者は、当該職員に係る扶養親

族認定簿を当該職員から提出された扶養親族届及び証拠書類とともに異動後の任命権者に送付するものとする。

(支給の始期及び終期)

第七条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第十二条第一項の職員である要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行なわれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(雑則)

第八条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(令和七年改正給与条例附則第八項の規定が適用される間の読替え)

2 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第二条中「条例第十二条第一項の」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第十号）附則第八項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第十二条第一項に規定する職務の級が行政職給料表の九級以上に相当する職員として」と、第三条、第四条、第五条第一項及び第七条第一項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

(行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員)

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第十号）附則第八項の規定により読み替えられた条例第十二条第一項に規定する職務の級が行政職給料表の八級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第二条及び第四条に規定する職員とする。

(三重県事務決裁及び委任規則の一部改正)

4 三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一 総務部総務事務課の表第一号の項中「職員の給与の支給に関する規則第七條第五項」を「職員の扶養手当に関する規則（三重県人事委員会規則七―八）第六條第一項」に改める。

(総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則の一部改正)

5 三重県人事委員会規則七―六九（総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 (略) 二 給与関係手続 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十九年三重県人事委員会規則七―一二）、職員の通勤手当に関する規則（昭和三十五年三重県人事委員会規則七―一八）、職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和四十一年三重県人事委員会規則七―四）、住居手当に関する規則（昭和四十五年三重県人事委員会規則七―二八）、職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年三重県人事委員会規則七―四九）、管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三	(定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 (略) 二 給与関係手続 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十九年三重県人事委員会規則七―一二）、職員の通勤手当に関する規則（昭和三十五年三重県人事委員会規則七―一八）、職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和四十一年三重県人事委員会規則七―四）、住居手当に関する規則（昭和四十五年三重県人事委員会規則七―二八）、職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年三重県人事委員会規則七―四九）及び管理職員特別勤務手当に関する規則（平成

年三重県人事委員会規則七十五〇）及び職員の扶養手当に関する規則（令和七年三重県人事委員会規則七十八三）の規定に基づき、様式等により行うこととされている届出その他の手続をいう。 （扶養親族認定簿、扶養親族届及び証拠書類の送付の特例） 第五条 扶養親族のある職員が任命権者を異にして異動した場合において、当該職員の扶養親族認定簿及び扶養親族届に記載すべきこととされている事項が総務事務システムにより管理されている場合であつて、異動後も引き続き総務事務システムにより管理されるときは、異動前の任命権者は、<u>職員の扶養手当に関する規則第六条第四項の規定にかかわらず、当該職員の扶養親族認定簿、扶養親族届及び証拠書類を異動後の任命権者に送付することを要しない。</u>	三年三重県人事委員会規則七十五〇）の規定に基づき、様式等により行うこととされている届出その他の手続をいう。 （扶養親族認定簿、扶養親族届及び証拠書類の送付の特例） 第五条 扶養親族のある職員が任命権者を異にして異動した場合において、当該職員の扶養親族認定簿及び扶養親族届に記載すべきこととされている事項が総務事務システムにより管理されている場合であつて、異動後も引き続き総務事務システムにより管理されるときは、異動前の任命権者は、<u>職員の給与の支給に関する規則第七条第九項の規定にかかわらず、当該職員の扶養親族認定簿、扶養親族届及び証拠書類を異動後の任命権者に送付することを要しない。</u>
--	---

三重県人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則一三二二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則一三二二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則一三二二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第六条の八 （略） 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。 一 （略） 二 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合 3・4 （略） （特別休暇） 第十一条 条例第十五条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 一 ～ 九 （略） 十 職員の妻の出産若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）の傷病等に伴う入院の付添い等又は学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他の事情によるその子の世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の	第六条の八 （略） 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。 一 （略） 二 当該請求に係る子が <u>条例第九条第二項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に、条例第九条の二第一項の規定による請求にあつては三歳に達した場合</u> 3・4 （略） （特別休暇） 第十一条 条例第十五条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 一 ～ 九 （略） 十 職員の妻の出産、子（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年における四日（中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月

年における四日（中学校就学の始期に達するまでの子若しくは中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子の傷病等に伴う入院の付添い等又は学校保健安全法第二十条の規定による学校の休業その他の事情によるその子の世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあつては、当該日数に四日（中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子が二人以上の場合にあつては、八日）を加えた日数）の範囲内の期間 十一〜二十三（略）	三十一日までの間にある障がいのある子の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあつては、当該日数に四日（中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子が二人以上の場合にあつては、八日）を加えた日数）の範囲内の期間 十一〜二十三（略）
---	--

附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。
令和七年三月二十五日
三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第三号

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程
三重県病院事業庁職員服務規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第八号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(育児又は介護を行う病院事業職員の時間外勤務の免除) 第十五条の二 事業庁長は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある病院事業職員が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした病院事業職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第十四条に規定する勤務をさせてはならない。 2 (略) (特別休暇) 第二十三条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により病院事業職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 一〜九 (略) 十 病院事業職員の妻の出産若しくは子(配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。) の傷病等に伴う入院の付添い等又は学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十条の規定による	(育児又は介護を行う病院事業職員の時間外勤務の免除) 第十五条の二 事業庁長は、 <u>三歳に満たない子</u> のある病院事業職員が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした病院事業職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第十四条に規定する勤務をさせてはならない。 2 (略) (特別休暇) 第二十三条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により病院事業職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 一〜九 (略) 十 病院事業職員の妻の出産、 <u>子(配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。) の傷病等に伴い</u> 入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年における四日

	学校の休業その他の事情によるその子の世話を うため勤務しないことがやむを得ないと認められ る場合 一の年における四日（中学校就学の始期に 達するまでの子若しくは中学校就学の始期に達す る日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十 一日までの間にある障がいのある子の傷病等に伴 う入院の付添い等又は学校保健安全法第二十條の 規定による学校の休業その他の事情によるその子 の世話をうため勤務しないことがやむを得ない と認められる場合にあつては、当該日数に四日（中 学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学 の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最 初の三月三十一日までの間にある障がいのある子 が二人以上の場合にあつては、八日）を加えた日数） の範囲内の期間 十一 （略） 十二 病院事業職員の配偶者（届出をしないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項 において同じ。） 、父母、子、配偶者の父母、二親 等の血族、配偶者の父母を除く一親等の姻族、当該 病院事業職員と同居している二親等の姻族及び当該 病院事業職員と同居している配偶者の父母の配偶者 （第三十條の四第一項において「配偶者等」という。） で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわ たり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この 号及び第二十四條において「要介護者」という。） の介護その他の事業庁長が定める世話をを行う当該病 院事業職員が、当該世話をうため勤務しないこと が相当であると認められる場合 一の年における五 日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日） の範囲内の期間 十三〜二十三 （略） 第三十條の三 （略） （配偶者等が介護を必要とする状況に至った病院事業 職員に対する意向確認等） 第三十條の四 事業庁長は、病院事業職員が配偶者等が 当該病院事業職員の介護を必要とする状況に至った ことを申し出たときは、当該病院事業職員に対して、 仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この 条及び次条において「介護両立支援制度等」という。） その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度 等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」と いう。）に係る当該病院事業職員の意向を確認するた めの面談その他の措置を講じなければならない。 2 事業庁長は、病院事業職員に対して、当該病院事業 職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から 翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に 規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第三十條の五 事業庁長は、介護両立支援制度等の請求
--	--

	（中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校 就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後 の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある 子の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤 務しないことがやむを得ないと認められる場合にあ つては、当該日数に四日（中学校就学の始期に達 するまでの子又は中学校就学の始期に達する日か ら十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日ま での間にある障がいのある子が二人以上の場合にあ つては、八日）を加えた日数）の範囲内の期間 十一 （略） 十二 病院事業職員の配偶者（届出をしないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項 において同じ。） 、父母、子、配偶者の父母、二親 等の血族、配偶者の父母を除く一親等の姻族、当該 職員と同居している二親等の姻族及び当該職員と 同居している配偶者の父母の配偶者で負傷、疾病又 は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活 を営むのに支障があるもの（以下この号及び第二十 四條において「要介護者」という。）の介護その他 の事業庁長が定める世話をを行う当該職員が、当該世 話をうため勤務しないことが相当であると認め られる場合 一の年における五日（要介護者が二人 以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間 十三〜二十三 （略） 第三十條の三 （略）
--	---

等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。			
一 病院事業職員に対する介護面立支援制度等に係る研修の実施			
二 介護面立支援制度等に関する相談体制の整備			
三 その他介護面立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置			
別表第2（第12条関係）			
一志病院			
(1) (略)			
(2) 看護等業務に従事する者			
部門	区分	始業時刻	終業時刻
共通	(略)	(略)	(略)
	変則 2	(略)	(略)
	変則 3	午前 7 時 30 分	午後 4 時 15 分
病棟	(略)	(略)	(略)
	変則 4	(略)	(略)
	変則 5	(略)	(略)
	変則 6	(略)	(略)
	変則 7	(略)	(略)
	変則 8	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(3) (略)			

別表第2（第12条関係）			
一志病院			
(1) (略)			
(2) 看護等業務に従事する者			
部門	区分	始業時刻	終業時刻
共通	(略)	(略)	(略)
	変則 2	(略)	(略)
病棟	(略)	(略)	(略)
	変則 3	(略)	(略)
	変則 4	(略)	(略)
	変則 5	(略)	(略)
	変則 6	(略)	(略)
	変則 7	(略)	(略)
	変則 8	午前 7 時 30 分	午後 4 時 15 分
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(3) (略)			

附 則

- 1 この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を職員の勤務時間、休暇等に関する規則（三重県人事委員会規則二三―二）第六条の七第一項に規定する時間外勤務制限開始日とする改正後の三重県病院事業庁職員服務規程第十五条の二第一項の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする病院事業職員は、施行日前においても、同規程の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第四号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

第一条 三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第二十四条 (略)	第二十四条 (略)
2 勤勉手当の支給率に用いる病院事業職員の勤務成績等による成績率は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で管理者が定めるものとする。	2 勤勉手当の支給率に用いる病院事業職員の勤務成績等による成績率は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で管理者が定めるものとする。
一 院長 百分の六百三十七・五	一 院長 百分の六百十二・五

一 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、管理者が定める職にある者 百分の四百三十

二 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、前一号に該当しない者 百分の三百一十一・五

四 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百一・五

五 前各号に該当しない病院事業職員 百分の一百十五

別表第8(第14条の2関係)

職員の区分 期間の区分	(イ) 採用による 欠員の補充が特 に困難であると 管理者が認める ものを占めるこ ととなる職員	(ロ) (イ)の職員 以外の職員
16年未満	416,600	370,400
16年以上17年未満	412,200	366,400
17年以上18年未満	407,800	362,400
18年以上19年未満	403,400	358,400
19年以上20年未満	399,000	354,400
20年以上21年未満	394,600	350,400
21年以上22年未満	378,600	336,400
22年以上23年未満	378,600	336,400
23年以上24年未満	360,100	320,400
24年以上25年未満	360,100	320,400
25年以上26年未満	341,100	303,900
26年以上27年未満	341,100	303,900
27年以上28年未満	322,100	287,400
28年以上29年未満	322,100	287,400
29年以上30年未満	302,600	270,900
30年以上31年未満	302,600	270,900
31年以上32年未満	281,600	251,400
32年以上33年未満	281,600	251,400
33年以上34年未満	260,600	231,900
34年以上35年未満	239,600	212,400
35年以上36年未満	217,600	192,900
36年以上37年未満	195,600	172,400
37年以上38年未満	173,600	151,900
38年以上39年未満	150,600	131,400
39年以上40年未満	127,600	109,900
40年以上	104,600	88,400

一 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、管理者が定める職にある者 百分の四百十

二 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、前一号に該当しない者 百分の三百七・五

四 定年前再任用短時間勤務職員 百分の九十七・五

五 前各号に該当しない病院事業職員 百分の一百五

別表第8(第14条の2関係)

職員の区分 期間の区分	(イ) 採用による 欠員の補充が特 に困難であると 管理者が認める ものを占めるこ ととなる職員	(ロ) (イ)の職員 以外の職員
16年未満	415,600	369,500
16年以上17年未満	411,200	365,500
17年以上18年未満	406,800	361,500
18年以上19年未満	402,400	357,500
19年以上20年未満	398,000	353,500
20年以上21年未満	393,600	349,500
21年以上22年未満	375,700	333,800
22年以上23年未満	375,700	333,800
23年以上24年未満	355,900	316,600
24年以上25年未満	355,900	316,600
25年以上26年未満	336,600	299,900
26年以上27年未満	336,600	299,900
27年以上28年未満	317,200	283,000
28年以上29年未満	317,200	283,000
29年以上30年未満	297,700	266,100
30年以上31年未満	297,700	266,100
31年以上32年未満	275,000	245,300
32年以上33年未満	275,000	245,300
33年以上34年未満	252,800	224,900
34年以上35年未満	230,400	204,500
35年以上36年未満	207,600	183,700
36年以上37年未満	182,800	161,800
37年以上38年未満	157,900	139,900
38年以上39年未満	133,300	118,200
39年以上40年未満	97,500	88,200
40年以上	62,200	58,400

第二条 三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当)	(勤勉手当)

第二十四条 (略)

2 勤勉手当の支給率に用いる病院事業職員の勤務成績等による成績率は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で管理者が定めるものとする。

1 院長 百分の九百三十七・五

1 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、管理者が定める職にある者 百分の六百三十

2 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、前二号に該当しない者 百分の四百七十一・五

4 特定任期付職員 百分の二百六十一・五

5 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十

6 前各号に該当しない病院事業職員 百分の三百十五

別表第2(第3条、第4条関係)

イ 医療職給料表(一)等級別基準職務表

職務の級	職務
(略)	(略)
4級	1・2 (略)
	3 参事の職務
	4・5 (略)

ロ・ハ (略)

別表第5(第13条関係)

イ (略)

ロ 医療職給料表(一)

職務の級	区分	手当額
4級	(略)	(略)
	四種	123,600 円
	五種	112,400 円
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

ハ・ニ (略)

別表第6(第13条関係)

イ (略)

ロ 医療職給料表(一)

職務の級	区分	手当額
4級	(略)	(略)
	四種	102,000 円
	五種	92,700 円
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

ハ・ニ (略)

附 則

1 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程第二十四条第二項の規定は令和六年十二月一日から、別表第八の規定は同年四月一日から適用する。

第二十四条 (略)

2 勤勉手当の支給率に用いる病院事業職員の勤務成績等による成績率は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で管理者が定めるものとする。

1 院長 百分の六百三十七・五

1 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、管理者が定める職にある者 百分の四百三十

2 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、前二号に該当しない者 百分の三百二十一・五

4 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百一・五

5 前各号に該当しない病院事業職員 百分の二百十

ハ

別表第2(第3条、第4条関係)

イ 医療職給料表(一)等級別基準職務表

職務の級	職務
(略)	(略)
4級	1・2 (略)
	3・4 (略)

ロ・ハ (略)

別表第5(第13条関係)

イ (略)

ロ 医療職給料表(一)

職務の級	区分	手当額
4級	(略)	(略)
	四種	123,600 円
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

ハ・ニ (略)

別表第6(第13条関係)

イ (略)

ロ 医療職給料表(一)

職務の級	区分	手当額
4級	(略)	(略)
	四種	102,000 円
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

ハ・ニ (略)

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
